

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の旅館業法施行細則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

目次

規 則	ペー
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………… (食品衛生課)	1
告 示	
○水域利用調整区域の指定…………… (危機対策課)	1
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回…………… (地域医療課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (地域医療課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	3
○道路の供用の開始について…………… (維持管理防災課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	3
道人事委員会規則	
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	3

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第82号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外注2の事項中「申請者が農林漁業者又はその組織する団体であることが確認できる書類及び」を削り、「書面」の次に「（法人にあっては、併せて、農林漁業者であることが確認できる書類）」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第450号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の区域を水域利用調整区域に指定した。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線1-1」という。）と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(B点) 基線1-1と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線1-2」という。）と湖岸線が交差する地点

(D点) 基線1-2上で、C点から沖合方向300mの地点

2 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

3 期間

平成28年7月8日から同年9月30日まで

北海道告示第451号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人治恵会北見中央病院（北見市）
黒松内町国民健康保険病院（黒松内町）
幌加内町国民健康保険病院（幌加内町）

北海道告示第452号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項KKR札幌医療センター斗南病院の事項中「KKR札幌医療センター斗南病院」を「国家公務員共済組合連合会斗南病院」に改め、同項札幌医科大学附属病院の事項、医療法人社団北匠会札幌北脳神経外科の事項、コスモ脳神経外科の事項、札幌心臓血管クリニックの事項、勤医協中央病院の事項、手稲溪仁会病院の事項及び医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「旭川脳神経外科病院」を「旭川脳神経外科循環器内科病院」に改め、同項医療法人社団杏仁会大雪病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

室蘭市の項日鋼記念病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改め、同項大川原脳神経外科病院の事項中「室蘭市寿町1丁目5番2号」を「室蘭市寿町1丁目10番1号」に、「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

帯広市の項医療法人社団博愛会開西病院の事項及び独立行政法人国立病院機構帯広病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

北見市の項医療法人治恵会北見中央病院の事項を削る。

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢北翔会病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改め、同項独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院の事項中「独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院」を「独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院」に改める。

江別市の項医療法人社団親寿会池永クリニックの事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

恵庭市の項医療法人社団我汝会えにわ病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

木古内町の項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

八雲町の項八雲総合病院の事項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

黒松内町の事項を削る。

寿都町の項の次に次の1項を加える。

黒松内町 黒松内町国民健康保険黒松内診療所 寿都郡黒松内町字黒松内586番地1 平成31. 6.30

幌加内町の事項を削る。

芽室町の項中「平成28. 6.30」を「平成31. 6.30」に改める。

北海道告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
当麻土地改良区	当麻川1号堰	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	大沢1号堰	同
同	中の沢1号堰	同
同	清水川7号取水口	同

北海道告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
北竜土地改良区	小豆沢ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	一の沢ダム	同
同	岩村ダム	同
同	菊恵ダム	同
同	五の沢ダム	同
同	伊藤の沢ダム	同

北海道告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ
土地改良区名 土地改良施設名 廃止した管理規程の概要
北竜土地改良区 三の沢ダム 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同 加島ダム 同

北海道告示第456号

道営土地改良（鶴川地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理、暗渠排水））事業の工事を平成26年12月15日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第457号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 武徳下士別線 士別市武徳町7477番3地先から 平成28. 7. 1
北海道上川総合振興局 旭川建設管理部 同市武徳町7476番7地先まで
道道 大麻東雁来線 江別市大麻469番地先から 平成28. 7. 1
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 同市大麻260番1地先まで

北海道告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 施行者の名称 旭川市
- 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・18号大雪通）
- 事業施行期間 平成25年8月30日から平成32年3月31日まで
- 事業地（取用の部分） 平成25年北海道告示第569号の事業地のうち旭川市神楽7条13丁目地内において事業地を変更する。

道 人 事 委 員 会 規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1326

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

種類	所属船舶船員	第1区及び 定係港内	第2区、第3区及び第4区				
			航海日数				
			16日未満	16日以上 31日未満	31日以上 46日未満	46日以上 61日未満	61日以上

第1種	水産林務部水産局漁業管理課に所属する漁業取締船の船員等	1,125円	1,125円	1,190円	1,220円	1,250円	1,280円
	渡島教育局に所属する水産実習船の船員等						
第2種	警察署に所属する警備艇の船員等	689円 (定係港内巡視に係る場合には、230円)					

備考 食料配達手数料等附帯費として、船員食卓料の定額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。

- (1) 第1区及び定係港内の区域（第1種適用者に限る。） 73円
- (2) 第2区、第3区及び第4区の区域 73円

附 則

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、次項に定めるものを除き、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2の規定（第1区及び定係港内の欄並びに備考第1号に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。